

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年10月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2400110 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2400037 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 26 年 8 月 20 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 8 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 26 年 8 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 8 月 20 日

請求期間について、私は、A 社から賞与の支払を受けたが、標準賞与額の記録がない。同社から発行してもらった賃金台帳を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、B 社から提出された平成 26 年 8 月分の賞与に係る賃金台帳 (賞与のみ) 及び賞与明細書並びに金融機関取引推移一覧表から、請求者は、同社から請求期間に 20 万円の標準賞与額に相当する賞与 (20 万円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (1 万 7, 120 円) を賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 8 月 20 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。